

河内長野市教育委員会交際費の支出基準等に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、市教育委員会交際費の執行を合理的かつ必要最小限にするとともに、執行状況の透明性を高めるため、市教育委員会交際費の支出基準等に関する要領を定め、もって市教育行政関係者との円滑な交際に資するとともに、市民の市教育委員会交際費に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(支出基準)

第2条 市教育委員会交際費の支出の対象は、市教育行政との関係が密接な団体及び個人（その配偶者及び二親等親族を含む。）とし、当該者と交際を行うことが市教育行政の円滑な推進に資すると思慮される場合とする。

2 市教育委員会交際費は、次の表に掲げる支出区分、支出内容及び支出金額（消費税を除く。）に基づき支出するものとする。

支出区分	支出内容	支出金額
激励	全国大会等の出場者又は団体、国際協力機構ボランティアへの激励に係る費用	一万円を限度とする。 ただし、教育長が表敬等を受ける場合に限る。
弔慰	市教育委員会及び市教育行政関係者等に対する供花等にかかる費用	地域の慣習による。 ただし、区分は別表による。
会費	公共的団体等への行事（飲食を伴う総会など）への参加費	会費等の明示がある場合はその金額とし、明示の無い場合は一万円を限度とする。
賛助	公共性があると認められる団体の事業及び活動に対する賛助に係る費用	一万円を限度とする。
その他	上記以外の場合で、交際上特に支出する必要があると認められるもの	一万円を限度とする。

(公開)

第3条 市教育委員会交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 支出区分

(2) 支出月日

(3) 支出金額

(4) 支出内容（河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号）第7条に規定する不開示情報を除く。）

2 前項の公開は、月締めにより、翌月末日までに市ホームページに掲載するとともに、その他適切な方法により行うものとする。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、市教育委員会交際費の支出及び公開に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は平成25年10月1日から施行し、同日以降に支出する市教育委員会交際費について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に支出する市教育委員会交際費について適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、同日以降に支出する市教育委員会交際費について適用する。

別表（第2条第2項関係）

区分	対 応		供花、 線香、弔電	線香、弔電	弔 電
	現職	元職			
市議会議員	現職		本人	配偶者 二親等親族以内	
	元職			本人 配偶者 二親等親族以内	
市教育委員	現職		本人（市教育委員会 による弔辞）	配偶者 二親等親族以内	
	元職			本人 配偶者 二親等親族以内	
市職員	現職			本人 配偶者	二親等親族以内
	元職			本人	配偶者 二親等親族以内
特定業務会計年度 任用職員	現職			本人	配偶者 二親等親族以内
外郭団体職員	現職				本人 配偶者 二親等親族以内
学校長及び教頭（私 立、園長等を含む）	現職			本人	配偶者 二親等親族以内
	元職				本人
市立小中学校教職 員及び講師	現職			本人	配偶者 二親等親族以内
市立小中学校児童 及び生徒	在校生			本人	
各種団体の長	現職			本人 配偶者 二親等親族以内	
各種団体の役員及 び委員	現職			本人	配偶者 二親等親族以内

備考

- 1 線香、弔電は「河内長野市教育委員会」名で対応する。
- 2 市立小中学校教職員及び講師（現職）の本人、市立小中学校児童生徒（在校生）に対する対応を除き、市交際費で対応する場合は、市教育委員会交際費では対応を行わない。
- 3 親族は本人生存中のみ対応するものとする。
- 4 上記の区分以外の事例については、市教育委員会及び関係各機関と調整の上、必要に応じて対応する。